

障害者の在宅就業に関する研究報告公表される

在宅就業による障害者の就業機会拡充のための施策のあり方を検討してきた、厚生労働省の「障害者の在宅就業に関する研究会」(※)が、報告書をまとめました。

本研究会では、通勤等の移動の制約や健康上の理由から企業での勤務に耐えられない障害者の多様な働き方の選択肢が広がるよう、企業に雇用されるための支援策と在宅就業支援策を組み合わせることにによる就業機会の拡大や、在宅就業の労働条件と就労環境の向上

に向けた、在宅就業障害者と発注元事業主の双方にとってセーフティネットとなりうる機能の充実などを在宅就業支援の基本的な考え方として示しています。

その上で、障害者の能力に応じた就業機会を確保し、自立を図る上で重要な方策となる可能性が指摘されているIT技術を活用した、今後の障害者の在宅就業支援策の方向性をまとめています。

※<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2004/04/s0409-5.html>

障害者の在宅就業支援策の方向性

1. 障害者の在宅就業への発注に対する奨励

障害者雇用促進法上、以下の選択肢のような仕組みを設けることが考えられるが、どの方法が適当かは雇用支援策との関係も念頭に置きつつ今後検討する必要。

- (1) 一定額以上の外注を一人分の雇用とみなして発注元事業主の雇用率に算定
- (2) 雇用率未達成企業等が支払うべき納付金を減額したり、雇用率達成企業等が受け取る調整金、報奨金に加算を行う方法
- (3) 雇用率算定、納付金減額等とは別に何らかの経済的な奨励措置を講じる方法

2. 官公需における配慮

在宅就業に対する発注上の優遇措置を各地方公共団体に普及していく必要。国も、障害者基本計画を踏まえ、障害者の在宅就業への発注に際しての配慮について十分な検討を行っていく必要。

3. セーフティネットとしての支援団体の整備

支援団体は、在宅就業を営む障害者、発注元事業主の双方にとってのセーフティネットとして欠くことのできない存在であり、これを育成していく必要。

4. 在宅勤務の環境整備

障害者の在宅勤務の雇用管理に当たる者を配置するに当たったの助成措置を手厚いものとしていくことが考えられる。また、「情報通信機器を活用した在宅勤務の適切な導入及び実施のためのガイドライン」(16年3月)の周知を図っていく必要。

5. 能力開発機会の提供

集合研修への参加が容易でないこと等による障害者の研修機会の制約を補うため、ITを活用した在宅での技能習得を実施していく必要。

6. 在宅就労コーディネーターの育成

請負、雇用といった就労形態にかかわらず、障害者の在宅での仕事のコーディネートを行う人材を育成し、その配置を支援していく必要。

録音図書の配信サービスが始まりました

全国の視覚に障害のある方々の点字図書・録音図書の貸し出しなどを行っている、(福)日本点字図書館と(福)日本ライトハウスは、自宅のパソコンからデジタル録音図書が聞ける「びぶりおネット」(※)の配信を、本年四月から開始しました。「びぶりお」(biblio)とは、ギリシャ語の「biblion」(書物)という言葉から派生したものです。

これまで録音図書の貸し出しは、図書館に足を運ぶか郵送で送ってもらう方法が主だったため、利用しにくかったり、聞きたい録音図書が貸し出し中で、借りるまでに時間を要するなどの不便さがありました。今回スタートしたこのネットでは、ブロードバンド接続が可能な環境が整っていれば、二十四時間、誰でも手軽に録音図書を入手することができます。また同時受信が可能のため、聞きたい図書を他の人が利用している場合でも、待ち時間なく利用することができま

す。

その他、①書名や著者名、出版社名など、関連する語句の文字を入力して検索が可能、②全文を聞くことはもちろん、「試し読み」や「部分的読み」ができるため、利用者個々の用途に合わせた幅広い

利用が可能、③図書選択の参考となるよう、新刊案内や利用状況のベストテン情報の提供などがあります。また、図書館からのお知らせを掲載することにより、利用者間の情報の共有化を実現できるなど、視覚に障害のある方の読書環境の充実に向けたサービスが整えられています。

サービスを利用できるのは、視覚に障害のある個人と盲学校や点字図書館など、著作権法で定める視覚障害者関係施設。利用に際しては、再生ソフト購入代、年間サポート料などが必要となります。

現在、両施設が所蔵する録音図書のうち、著作権者の許諾を得た録音図書約千タイトルの利用が可能ですが、今後は新刊図書なども利用できるよう準備を進めているということです。

※<http://www.nittento.or.jp/ROKUON/haisin.htm>

申し込み先

◆北海道・東北・関東・中部地方にお住まいの方

日本点字図書館 図書情報課
☎03-3209-0241
FAX03-3209-2431

◆近畿・中国・四国・九州・沖縄地方にお住まいの方

日本ライトハウス盲人情報文化センター 読者サービス係
☎06-6441-0017
FAX06-6441-0039